

資料編

1	米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画改定の経緯	・ ・ ・ ・ ・ 18
2	答申	・ ・ ・ ・ ・ 19
3	米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会名簿	・ ・ ・ ・ ・ 21
4	米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・ 22

1 米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画改定の経緯

平成29年

- 6月21日 第1回米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会開催
・教育長から委員長に、本市における小中一貫教育のあり方と米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画について諮問
・小中一貫教育のあり方について説明
- 8月18日 第2回米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会開催
・本市における小中一貫教育のあり方について協議
・米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の改定について協議
- 11月 1日 第3回米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会開催
・米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の改定について協議
- 11月27日～12月19日
各中学校を会場にした全地区説明会の実施
- 12月20日 第4回米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会開催
・米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の改定について協議
・パブリック・コメントに付するための公表案について協議

平成30年

- 2月 1日 パブリック・コメント 意見募集開始（2月20日）
- 3月20日 第5回米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会開催
・パブリック・コメントの結果について説明及び協議
・米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の改定について協議
・答申案について協議
- 3月22日 委員長から教育長に答申

2 答申

平成30年3月22日

米沢市教育委員会

教育長 大河原 真樹 様

米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会

委員長 尾形 健明

米沢市における小中一貫教育のあり方と 米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画について（答申）

平成29年6月21日付け教学第348号により諮問された標記のことについて、米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会で慎重審議を重ねた結果を以下のとおり答申します。

はじめに

平成23年2月、米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会（委員長 江間 史明氏）から、今後の基本的な考え方となる「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本方針」が答申されました。

この方針をもとに、平成25年2月、「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画」が策定されましたが、平成26年、国の小中一貫校の創設に向けた動きがあり、それらの動向を見極めるために計画の一旦休止の決断がなされました。しかし、計画中断の間にも本市の少子化は急激に進行し、平成27年4月の浅川分校の本校統合や、平成28年12月の南原中学校と第二中学校との統合の方針決定と、学校統合の動きが進みました。こうした動きは、保護者や地域住民の、子ども達のより良い教育環境を求める切実な思いから実現したものと考えます。

学校の小規模化が誰の目にも明らかになってきた今、より良い教育環境の創設と教育の質の充実を目的としたこの適正規模・適正配置等基本計画の重要性は、市民の間に広く認識されつつあると言えます。

小中一貫教育のあり方について

本計画では、一つの小学校から一つの中学校へ進学することを盛り込み、施設分離型の小中一貫教育を推進することを明記しました。

文部科学省の各種資料や先進地視察の報告から、現在の学校が抱える諸課題の解決に向けて、小中一貫教育は大変有効なことがわかりました。委員からは、導入するかどうかとの検討というよりは、「どう取り組んでいくか」が大切であろうという意見も出され、本市ならではの小中一貫教育の取り組み（独自解）を求める方向を確認しました。また、小中一貫教育の推進という点から本市の状況をみると、一つの小学校から複数の中学校へ進学するケースが散見され、学区の見直しや統合といった、行政が果たすべき役割も大きいことがわかりました。

今後も、小中一貫教育については、全国的な推移を注視しながら、小・中学校の教職員がともにその「よさ」を実感し、実りある実践を重ねられるよう、継続検討を行うことを求めます。

なお、協議の中では、中高一貫教育も視野に入れるべきではないかとの意見がありました。今後、高校の再編や中高一貫教育といった県の動向についても注意深く見守る必要があります。

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画について

適正規模として、小学校、中学校いずれにおいても12学級以上の学校としました。また、適正配置として、市内3中学校および小学校の8グループ化としました。

本計画の根本となる適正規模の考え方については様々な意見がありました。パブリックコメントの中には、複式学級の良さや規模だけで単純には考えられないのでは、というご意見もありましたし、一方ではある程度の児童生徒数の確保が必要だという意見もありました。そのように相反する考えのあることは十分理解しながらも、児童生徒の成長と質の高い教育を平等に保障することを優先すれば、前述の12学級以上の学校を適正規模とすることが委員会としての収斂された意見となりました。

適正配置については、統合ということが具体的になるために、さらに多くの意見があるところだと思います。しかし、将来の児童生徒数を見据え、前回計画の市内4中学校から3中学校への変更や、小学校の8グループ化と、具体的な方向性を示しました。本計画の趣旨を広く周知し、総論賛成各論反対とならないよう、今後の丁寧な取り組みが求められます。

また、将来の中学校の設置場所や、既存施設や用地の有効利用を図ることとしたことについては、「米沢市まちづくり総合計画」の理念でもある「コンパクトシティ」の考え方や「米沢市公共施設等総合管理計画」といった市の計画との整合性がとれているものと考えます。

計画の推進について

本計画は、今後20年を計画期間として、小中一貫教育の推進と、現在の8中学校を3中学校へ統合、18小学校を8小学校へ統合することを目標としています。この計画は地域の方々の協力なしにはなし得ない事業であり、地域の方々への丁寧な説明を望みます。

また、市内各地域の諸事情に配慮しながら、早期に取り組める地域からの計画の推進を願います。子ども達にとってのより良い教育環境を創出すべく、スピード感を重要視した柔軟な取り組みを切望いたします。

おわりに

米沢市まちづくり総合計画では「ひとが輝き創造し続ける学園都市米沢」をめざしています。本計画の策定を契機に、小中一貫にとどまらず、幼稚園・保育園との連携や、高校・大学との連携など、学園都市米沢ならではの強みを生かした特色ある教育の実現に期待します。

結びに、検討委員会の皆様には、ご多忙のところ多くの貴重なご意見をいただきました。皆様の御協力、御尽力に感謝申し上げますとともに、事務局の皆様方を始め、多くの関係者の皆様にも、心より厚く御礼申し上げます。

米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会（五十音順）

安部	友二	板垣	正明	岩倉	由美	遠藤	貴裕
大町	竜哉	尾形	健明	玄番	京子	鈴木	一憲
情野	彰浩	土屋	宏	山口	周治	涌井	旦一

3 米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会名簿

(敬称略)

委員長	尾形 健明	山形県立産業技術短期大学校 校長
委員	鈴木 一憲	山形県立米沢栄養大学 健康栄養学科長
委員	涌井 且一	米沢市コミュニティセンター管理運営委員長会 会長
委員	板垣 正明	米沢中央幼稚園 園長
委員	土屋 宏	米沢市立興讓小学校 校長
委員	岩倉 由美	米沢市立三沢東部小学校 校長
委員	山口 周治	米沢市立第一中学校 校長
委員	大町 竜哉	米沢市立第二中学校 P T A会長
委員	情野 彰浩	米沢市立愛宕小学校 P T A会長
委員	遠藤 貴裕	米沢市立六郷小学校 P T A会長
委員	玄番 京子	放課後子ども教室 地域コーディネーター
委員	安部 友二	株式会社安部吉 取締役本部長

4 米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日
教委告示第 9 号

(設置)

第 1 条 米沢市立小・中学校のよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、学校の適正規模・適正配置及び通学区域などについて調査及び審議を行うため、米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次に挙げる事項について調査審議し、教育長に答申するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模に関する事
- (2) 適正配置及び通学区域に関する事
- (3) その他、教育委員会が必要と認める事項に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 米沢市小学校長会及び米沢市中学校校長会の代表者
- (3) 米沢市立小中学校の児童生徒の保護者を代表する者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をされることを妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見もしくは説明を聴取し、もしくは資料の提示を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育指導部学校教育課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。